

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露/反復暴露)

A)評価基準

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)

区分1: 人に有意な毒性を示した物質、または実験動物での試験の証拠に基づいて単回暴露後によって人に重大な毒性を示す可能性があると考えられる物質

区分1に物質を分類するには、次に基づいて行う:

- ・人の症例または疫学的研究からの信頼でき、かつ質の良い証拠、または、
- ・実験動物における適切な試験において、一般的に低濃度の暴露で人の健康に関連のある有意な、または強い毒性作用を生じたと言う所見。

区分2: 実験動物試験の証拠に基づき単回暴露によって人の健康に有害である可能性があると考えられる物質

物質を区分2に分類するには、実験動物での適切な試験において、一般的に中等度の暴露濃度で人の健康に関連のある有意な毒性作用を生じたと言う所見に基づいて行われる。

例外的に、人での証拠も、物質を区分2に分類するために使用できる。

区分3: 一時的な特定臓器への影響

物質または混合物が上記に示された区分1または2に分類される基準に合致しない特定臓器への影響がある。これらは、暴露の後、短期間だけ、人の機能に悪影響を及ぼし、構造または機能に重大な変化を残すことなく合理的な期間において回復する影響である。この区分は、麻酔作用および気道刺激性を含む。

注記: これらのくぶんにおいても、分類された物質によって一時的影響を受けた特定標的臓器/器官系が明示されるか、または一般的な全身毒性物質であることが明示される。毒性の主標的臓器を決定し、その意義にそって分類する、例えば肝臓毒物、神経毒物のように分類するよう努力するべきである。そのデータを注意深く評価し、出来る限り二次的影響を含めないようにすべきである。例えば、肝臓毒物は、神経または消化器官で二次的影響を起こすことがある。

特定の標的臓器/全身毒性(反復暴露)

区分1: 人に重大な毒性を示した物質、または実験動物での試験の証拠に基づいて反復暴露によって人に重大な毒性を示す可能性があると考えられる物質

物質を区分1に分類するのは、次に基づいて行う:

- ・人の症例または疫学的研究からの信頼でき、かつ質の良い証拠、または、
- ・実験動物での適切な試験において、一般的に低い暴露濃度で、ヒトの健康に関するある重大な、または強い毒性作用を生じたと言う所見。

区分2: 動物実験の証拠に基づき反復暴露によって人の健康に有害である可能性があると考えられる物質

物質を区分2に分類するには、実験動物での適切な試験において、一般的に中等度の暴露濃度で、人の健康に関連のある重大な毒性作用を生じたという所見に基づいて行う。

例外的なケースにおいて人での証拠を、物質を区分2に分類するために使用できる。

注記: いずれの区分においても、分類された物質によって最初に影響を受けた特定標的臓器/器官系が明示されるか、または一般的な全身毒性物質であることが明示される。毒性の主標的臓器を決定し(例えば肝臓毒物、神経毒物)、その目的にそって分類するよう努力すべきである。

吸引性呼吸器有害性

A)評価基準

区分	判定基準
区分1:人への吸引性呼吸器有害性があると知られている、または人の吸引性呼吸器有害性があると見なされる化学物質	区分1に分類される物質 (a)人に関する信頼度が高く、かつ有効な証拠に基づく(注1を参照);または (b)40°Cで測定した動粘性率が20.5mm ² /s以下の炭化水素の場合。 注1:区分1に含まれる物質の例はある種の炭化水素であるテレピン油およびパイン油である
区分2:人への吸引性呼吸器有害性があると推定される化学物質	区分2に分類される物質: 40°Cで測定した動粘性率が14mm ² /sまたはそれ以下の区分1に分類されない物質であって、既存の動物実験、ならびに表面張力、水溶解性、沸騰点および揮発性、を考慮した専門家の判定に基づく 注2:この点を考慮し、次の物質をこの区分に含める当局も在ると考えられる。:3以上13を超えない炭素原子で構成された一級のノルマルアルコール;13を超えない炭化水素原始で構成されたイソブチルアルコールおよびケトン

化学物質の定量的リスクアセスメント実施マニュアル

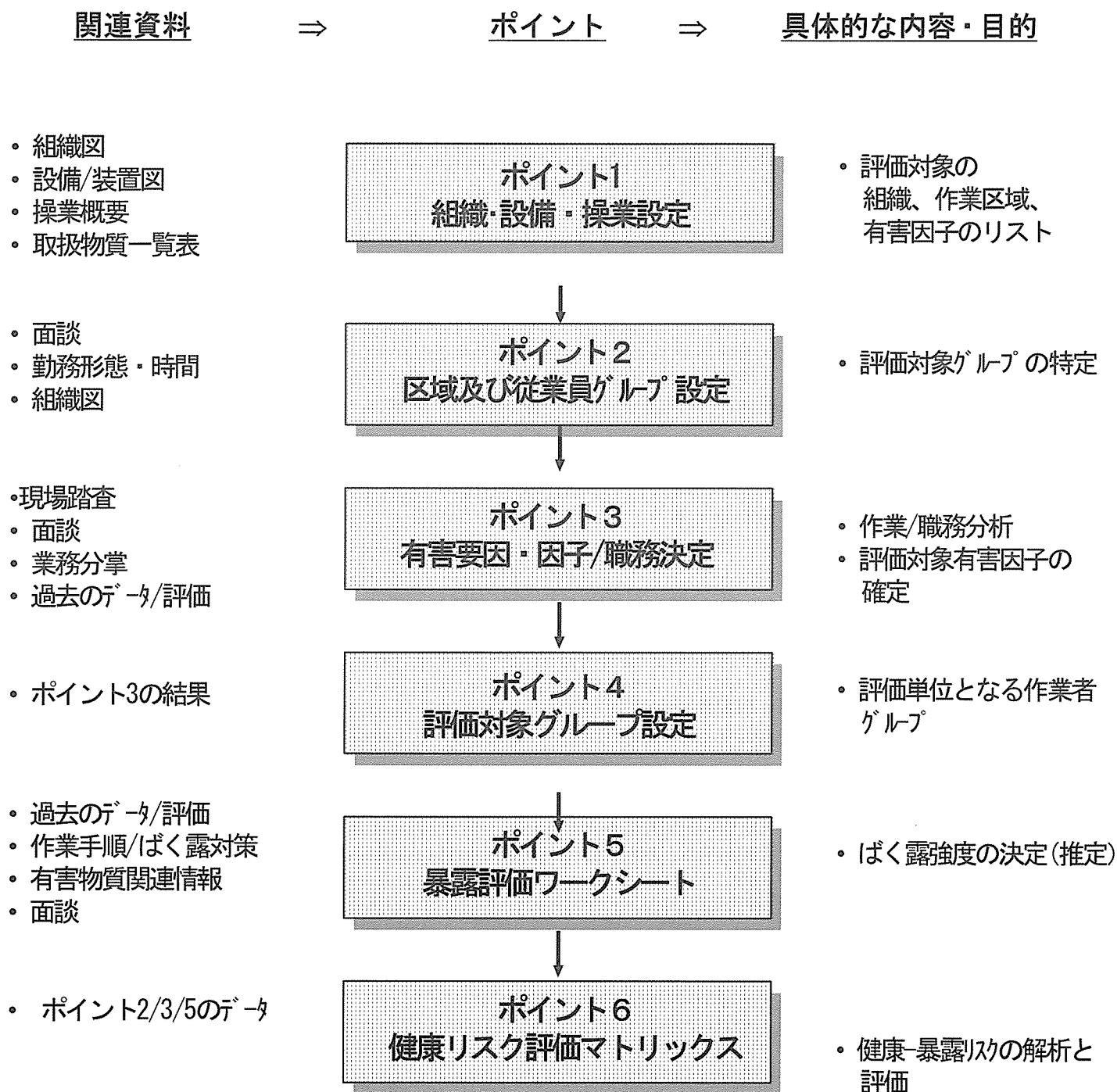
目的：このマニュアルは「化学物質等による健康障害についてのリスクアセスメント実施要領」に基づき行われる、専門家の定量的ばく露方法の手順について記したものである。

対象：〇〇社△△工場内

定量的リスクアセスメントを実施するために必要な要素：

1. 業務情報（定量的リスクアセスメントの実施に必要な、事業所内の情報）
 - 組織、要員、設備、業務内容、取扱品目、作業方法など
2. 教育・指導（定量的リスクアセスメントの実施に関する教育・指導の実施）
 - 内容、利用方法などを業務に活用できるようにする
3. 変更の管理（定量的リスクアセスメントの実施に係る事項の変更情報の提供）
 - 組織、要員、設備、業務内容、取扱品目、作業方法など
4. 定量的リスクアセスメントの実施
 - 専門家による関与のもと、現場視察、測定、改善案の提案など行う
5. 改善案の実施（定量的リスクアセスメントの結果に基づく改善の実施とフォローアップ）
6. 実績報告（定量的リスクアセスメントの実施実績など全般的な報告）

定量的リスクアセスメントの主要ポイント



定量的リスクアセスメントの実施ステップ（例）

Step 1. 実施対象職域（業務範囲）の選定

定量的リスクアセスメントを実施する職域、業務範囲を選定する。

- － 事業所の組織単位に添う。（例えば、製造部、保全部、工務課、送油課）
- － 所属する従業員を明確に割り振れる単位とする。

Step 2. 有害物質/因子の特定

対象職域内に存在する全ての有害物質/因子を、ばく露する可能性のある対象グループ毎に列挙する。

－ 有害物質/因子

製品、原材料（添加剤、ベース・オイル等）、資材、用材（建材、クレイ処理用白土、ボイラー用脱気剤、補修用ペイント/溶剤、ガスケット、除草剤等）、騒音、照明、作業条件（重量物人力運搬、無理な作業姿勢等）、高温、低温等温度環境、廃棄物（ドレン水、スラッジ、廃水、プラストの塵埃等）

－ 有害物中の有害原因物質

製品など混合物については、それが有害となる原因物質はMSDSなどによって調査し、列挙する。（例えば、ガソリンについては、ベンゼン/n-ヘキサン、建材/ガスケットについては、石綿、ガラス・ウール等）

Step 3. 実施対象作業、業務の選定

対象職域、対象要員グループの行う作業（単一作業）、業務（幾つかの作業を組み合わせた業務）を分析し、有害物質/因子への暴露の観点で定量的リスクアセスメントを選定する。

- － 低暴露であるが長時間継続するもの（例えば、荷積み監視）、短時間であるが高ばく露の可能性のあるもの（例えば、エンジン始動テスト時の騒音）を見落とさない。
- － 夫々の作業、業務について、実施頻度（対象従業員一人当たりで、1回/年、1回/月、1回/週、1回/シフト等）、所要時間（時間/1作業）を調べる。

Step 4. 実施対象従業員（要員グループ）の選定

定量的リスクアセスメントを実施する従業員グループを選定する。

- － 対象職域内の実施業務が共通する従業員をグループ化し、有害因子への暴露が同等なグループとして扱う。（例えば、同一シフト/同一担当グループ）

Step 5. ばく露レイティング

実施対象作業、業務について、現行の作業手順で、保護措置（マスク、手袋、耳栓等）なしを前提に、有害物質/因子毎に暴露量を決定する。（実測、推定）

Step 6. 健康影響レイティング

有害物質/因子の健康影響レイティングは、以下の表を参照しながら専門家の判断に従う。

健康影響レイティング	物質の有害性
I	非常に毒性が高い、ガン原性
II	毒性が高い、ガン原性、過敏物質、侵蝕性、重篤な火傷
III	有害である、刺激性、侵蝕性、火傷
IV	分類不能

Step 7. 健康-ばく露リスク分析

実施対象作業、業務について、有害物質/因子毎に、図1のマトリックスを用いてばく露レイティング/健康影響レイティングに基づき評価する。

図 1. 健康-ばく露リスク分析評価

		ばく露レイティング、許容ばく露基準(註1)				
		100%以上 (A)	100 - 50% (B)	50 - 10% (C)	10 - 1% (D)	1%未満 (E)
健康 影 響 レ イ テ ィ ン グ	(I) 非常に有毒 - 生命を脅かす - 発癌性物質(ヒト)	1	1	2	2	3
	(II) 有毒 - 回復不可障害 - 発癌性物質(動物)	1	1	2	3	3
	(III) 有害/刺激性 - 回復可障害 - 発ガン性の懸念	1	2	2	3	3
	(IV) その他 - 低有害性物質	2	2	3	3	3

註1： 許容ばく露基準は「この値以下のばく露であれば殆ど健康への影響がでない」として規定されている。基準値は、長時間のばく露については、8時間平均ばく露濃度（1日8時間、週5日の生涯労働を想定）、短時間のばく露については、15分間平均ばく露濃度（1日4回以下で、1時間以上の間隔を置いたばく露を想定）で表される。

Step 8. 対応策の決定と実施の優先順位づけ

健康-ばく露リスク分析結果に基づき、優先順位を付けた対応策を設定する。

それぞれのリスクレベルについて勧告される対応策

リスクレベル	実 施 す べ き 対 応 策
1	<p>ばく露を減ずるための工学的対応策を早急を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 設備の改善、密封等有害原因物質の発生そのもの削減 - 換気装置の増強、設置、防毒マスクの装着等ばく露防止の強化 - 健康診断の実施 - 作業者の教育訓練の実施 - 詳細なばく露調査、評価の実施等
2	<p>ばく露調査の継続と必要に応じて改善策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現在講じているばく露防止策の確実な実施 - 作業者の教育訓練 - 健康診断の実施 - 詳細なばく露調査、評価の実施等
3	<p>現状のばく露防止策を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 作業者の教育訓練 - 定期的（毎年）ばく露調査、評価の実施

以上

H社版 化学物質管理基準			ページNo.	1 / 4
			版数	1
OSH2-001	発行日	2007.3.1	改訂No.	0

H社版 化学物質管理基準

制定日 2007年〇月〇日

発行（改訂）日 2007年〇月〇日

H社 安全衛生・健康担当

制定者

H社版 化学物質管理基準			ページNo.	2 / 4
			版数	1
OSH2-001	発行日	2007. 3. 1	改訂No.	0

H社版 化学物質管理基準

1. 目的

この基準は、H社及びグループ会社（以下、「H社グループ」という）における化学物質等の取扱・管理について必要事項を定めることにより、健康障害防止措置が適切かつ有効に実施されるよう、各事業所における化学物質の自主的管理を促進するとともに、社員の健康障害の予防と安全を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、H社グループの各事業所で使用している全ての化学物質管理について適用する。

3. 化学物質管理規定の作成

- 1) 化学物質の適切な管理を行うための実施事項を定めた管理規定を作成する。
- 2) 化学物質管理規定には、次の事項を含むものとする。
 - a) 化学物質等による労働災害の防止に関する労働安全衛生関係法令の遵守に関すること。
 - b) 事業所における化学物質等の取扱、保管、貯蔵、運搬（事業所外への輸送を含む。以下同じ。）等の適切な管理（化学物質等の漏えい又は盗用の防止を含む。）に関すること。
 - c) 化学物質等を取扱う従業員についての当該化学物質等による健康影響の把握等健康管理に関すること。
 - d) その他化学物質等による社員の健康障害の予防に関すること。

4. リスクアセスメント

- 1) 社員の当該化学物質等へのばく露の程度等に応じて社員に生ずるおそれのある健康障害の可能性及びその程度を評価し、かつ、当該化学物質等へのばく露防止及び危害防止をし、又は低減するための措置を検討する。
- 2) 事業所は、職場内において取り扱われる化学物質等について、危険・有害性等の特定及びリスクアセスメントを実施するものとする。この場合、事業所は、化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質の管理を担当する者（以下「化学物質管理者」という。）を指名し、この者に、危険・有害性等の特定及びリスクアセスメントに関する技術的業務を実施させるものとする。
- 3) 化学物質管理者は、危険・有害性等の特定及びリスクアセスメントに際し、化学物質等安全データシート（譲渡し、又は提供する者から相手方に通知される文書等をいう。以下同じ。）又はその他の化学物質等の危険・有害性等に関する情報及びこれらの物質による健康障害防止措置に関する情報等（以下「危険・有害性等の情報」という。）を積極的に活用するものとする。

H社版 化学物質管理基準			ページNo.	3 / 4
			版数	1
OSH2-001	発行日	2007.3.1	改訂No.	0

4) リスクアセスメントの手法（手順）については、別途定める。

a) 安全（急性）の化学物質リスクアセスメント実施要領

b) 健康（慢性）の化学物質リスクアセスメント実施要領

* コントロールバンディング法（CB法）実施要領

* 化学物質の定量的リスクアセスメント実施要領（専門家）

5. 実施事項（具体的内容）

1) 事業所は、法令等や化学物質管理規定により、健康障害防止措置の実施事項を特定するとともに、これらを実施するものとする。

2) 実施事項（具体的内容）には、以下に掲げる事項を含むものとする。

A) リスクアセスメント後の結果については、適切に対応すること。

B) 専門家の援助が必要な場合もある。

C) 化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事する社員に対して、当該化学物質等に関して、次の事項について、労働衛生教育を行うこと。

a) 名称及び物理化学的性質

b) 危険・有害性等、ばく露することによって生じるおそれのある健康障害及びその予防方法

c) ばく露及び危害を防止し、又は低減するための設備及びこれらの保守点検の方法

d) 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理

e) 異常な事態が発生した場合の応急措置

f) その他化学物質等による健康障害を防止するために必要な事項

D) 化学物質等の保管、貯蔵、運搬等においては、当該化学物質等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器に入れ、又は確実な包装を行うこと。また、当該化学物質等が盗用されることのないよう、必要な措置を講じること。

E) 化学物質等を事業場外へ廃棄又は排出する場合には、これらによる事業場の汚染の防止を図るとともに事業場外の汚染の防止に配慮すること。

F) 設備に関し、適切な構造及び材質の選定、保守点検の励行、これらの設備を取り扱う作業についての適切な作業手順の作成及び当該作業手順に基づく作業の励行、適切な安全装置の設置等により、当該設備からの化学物質等の溢出等の事故を防止するための措置を講ずること。

H社版 化学物質管理基準			ページ No.	4 / 4
			版数	1
OSH2-001	発行日	2007.3.1	改訂 No.	0

G) F) の事故による化学物質等の大量漏えい等が生じた場合において、社員の当該化学物質等へのばく露及び危害による健康障害を防止するために、避難経路の確保、緊急用の呼吸用保護具等の備え付け、洗眼・洗身の設備の設置等の対策をあらかじめ講じておくとともに、定期的に避難訓練を実施する等の必要な教育訓練を行うこと。

6 記 録

事業者は、化学物質管理の実施状況、監査等の結果等に関し必要な事項を記録するとともに、これを保管するものとする。

7 人材の養成

化学物質等安全データシート作成者及び化学物質管理者は、それぞれの専門分野において十分な知識を有していることが必要である。このため、事業者は、これらの人材の養成に努めるものとする。

8. 主管部門

当H社版 化学物質管理基準の主管は、H社グループ安全衛生・健康担当とする。

1. 目的

当要領は、リスクアセスメント実施要領に基づき把握された危険有害因子のうち、主に化学物質等の慢性曝露による健康障害を発生させる因子について、リスクアセスメントの方法を定めたものである。リスクアセスメントの際には事後活動と予防活動の両者の重要性を考慮する。

2. 対象

この実施要領は、H社グループの各事業所で使用している全ての化学物質について適用する。

3. 実施方法

3. 1 リスクアセスメントの実施体制

- 1) 総括安全衛生管理者（工場長）は、リスクアセスメント実施全体の統括管理の責任を有する。
- 2) 実施にあたっては衛生管理者が調査等の実施を管理する。
- 3) リスクアセスメント実施の際には、化学物質等に係る機械設備等についての専門知識を有するものを参画させる。また、調査の実施にあたっては、必要に応じて、化学設備の特性を把握している者や生産技術者等の専門家および化学物質等に関する専門的知識を有する者も参画させる。なお、専門家等が社内存在しない場合は、必要に応じて社外の専門家を活用する。
- 4) 実際のリスクアセスメント実施や改善対策の検討の際等には、安全衛生委員会において審議を行う。
- 5) リスクアセスメント実施に必要な教育を適宜実施する。

3. 2 リスクアセスメントの実施時期

3. 2. 1 定期的なリスクアセスメント

定期的なリスクアセスメントの実施については、少なくとも毎年1回、リスクアセスメント実施要領に基づくリスクアセスメントに合わせて実施する。なお、リスクの再評価に必要なばく露情報の収集については、前回までのアセスメント結果を加味し、産業医および専門家の意見を踏まえて、その実施を判断する。

3. 2. 2 変更時のリスクアセスメント

以下の変更時にはリスクアセスメントを実施する。

- 1) 化学物質等に係る建設物を設置、移転、変更、解体するとき。
- 2) 化学設備等に係る設備を新規に採用または変更するとき。
- 3) 化学物質等である原材料を新規に採用または変更するとき。
- 4) 化学設備等に係る作業方法又は作業手順を新規に採用もしくは変更するとき。
- 5) 化学物質に係る労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメントの内容に問題があると思われる場合。
- 6) 化学物質等による危険性もしくは有害性等に係る新しい知見が得られたとき。
- 7) 化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化が考えられるとき。
- 8) 労働者の入れ替わりなどに伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化があったとき。
- 9) 新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合や衛生管理者等が必要と判断したとき。

3. 3 リスクアセスメントの実施手順（別添2：リスクアセスメントフローチャート参照）

- 1) リスクアセスメントの対象選定（物質等の特定）

リスクアセスメントの実施対象となる物質等および作業を特定し、様式1に記入する。

2) 対象となる物質の有害性情報の収集

物質等固有の有害性情報を収集する。必要となる情報・資料および情報入手の際の留意点については、(別添1：リスクアセスメントに必要な情報の入手)を参照のこと。

3) 対象となる物質の有害性特定

2) で得られた情報をもとに、物質等毎(混合物の場合は、混合物全体)の有害性を特定し、様式1に記入する。なお、物質の有害性の特定については、世界調和システム(以下GHS)で示される危険性もしくは有害性の分類も参考に、原則表1をもとに判別する。

4) ばく露状況の推定とリスクアセスメント

a) はじめに、コントロールバンディング法(以下CB法：定性的評価法)による評価を行う。

実施にあたっては、コントロールバンディング法実施要領に従う。

b) a)の結果に従わない場合もしくは、より詳細な有害性情報やばく露情報が得られ、専門家による評価が受けられる場合は、化学物質の定量的リスクアセスメント実施要領に従う。定量的評価法には、個人曝露モニタリング結果を用いる。

3. 4 リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置の検討および実施

1) リスク低減対策は表3に従って分類され、実施する。その結果は、様式1に記入するとともに、様式2(部門リスク低減対策実施表)にも記入する。

2) なお、低減措置決定の際の優先順位は以下の順序とする。

a) 危険性もしくは有害性が高い化学物質等の使用中止もしくは危険性・有害性の低いものへの代替

b) 化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等による、負傷が生ずる可能性の度合いもしくはばく露の程度の軽減

c) 化学物質等に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置等の二重化等の工学的対策もしくは化学物質等に係る機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策

3. 5 残存リスクへの対応

1) コントロールバンディング法で推奨された管理手法もしくは定量的評価手法の結果に基づくリスク低減案を講じても残存するリスクについて、様式1に記入する。

2) 残存するリスクについては、コントロールバンディング法を用いた場合は、推定されるリスクレベルを、定量的評価手法を用いた場合は、リスク低減後の曝露レベルおよび推定されるリスクレベルを記入する。

3) 残存するリスクへの対応を記入する。

a) マニュアルの整備等の管理的対策

b) 個人用保護具の使用 等

4) 必要に応じて推定されるリスクレベルに応じた曝露評価の間隔(定量的評価手法)を決定する。

3. 6 リスクアセスメント実施結果の報告と記録の保存と報告

3. 6. 1 結果の報告

リスクアセスメントの結果は、衛生管理者が安全衛生委員会に報告する。なお、安全衛生委員会での審議を経て、リスク等管理計画および年間計画に盛り込まれ、改善実施がフォローアップされる。その際、リスク低減までに時間を要するリスクで保護具等の方法で一時的な措置がとられる場合についても、リスク等管理計画を別途作成する。

3. 6. 2 記録の保存

衛生管理者は、作成したリスクアセスメントに関する記録を保存する。なお、保存する記録の項目については以下の内容とする。また、コピーをOSHMS管理者に提出する。

- 1) 調査した化学物質等
- 2) 洗い出した作業または工程
- 3) 特定した危険性もしくは有害性
- 4) 見積もったリスク（リスクアセスメントの結果）
- 5) 設定したリスク低減措置の優先度
- 6) 実施したリスク低減措置の内容
- 7) リスク低減措置後の残存リスクとその対応
- 8) 実施頻度（モニタリング・測定を定期的・計画的に実施する場合）

4. 専門家

専門家はコントロールバンディング法による管理手法区分に対する妥当性の評価を行い、受け入れられない場合は専門化が適切と考える改善策を実行する権限を有する。

- 1) 化学物質のリスクアセスメントに参画できる専門家は以下の一定の要件資格を満たす必要がある。
- 2) 専門家の内、グループ1～3、または1～3に準じた能力を有していると事業所長が判断した者に限り、管理手法区分の妥当性の評価を行うことが出来る。グループ1～5の有資格者は適切と判断された改善を実行することが出来る。

グループ分類	資格
グループ1	認定産業衛生士(米国) CIH(Certified Industrial Hygienist)
グループ2	労働衛生コンサルタント(化学) 作業環境測定士1種 衛生学教室教員 公衆衛生修士号 MPH(Master of Public Health)
グループ3	労働衛生コンサルタント(衛生工学) 作業環境測定士2種
グループ4	衛生工学衛生管理者 労働衛生コンサルタント(保健衛生)
グループ5	衛生管理者1種 有機溶剤取扱作業主任者

- 添付： 表1 リスクレベル基準
表2 リスクマトリクス
表3 リスク低減対策の分類

- 様式1 化学物質等の慢性曝露による健康影響 リスクアセスメント実施記録
様式2 部門リスク低減対策実施表

- 別添1 リスクアセスメントに必要な情報の入手
別添2 リスクアセスメントフローチャート

表1 リスクレベル基準

<物質固有の健康影響度（健康影響レーティング）>

1 非常に有毒	命を脅かす、ヒトに対する発癌性物質
2 有毒	回復不可障害、動物に対する発癌性物質
3 有害/刺激性	復可障害、発ガン性の懸念
4 その他	有害性物質

<曝露レベル（曝露レーティング）>

許容曝露基準と比較して評価する。曝露レベルは、保護具の着用の有無に関わらず評価する。評価は、個人曝露測定、環境測定、産業医および衛生管理者の観察等の方法で推定を行う。

許容曝露基準比

1	100%以上
2	100-50%
3	50-10%
4	10-1%
5	1%未満

<リスクレベル：リスクレベルの評価は、表2に基づいて実施>

- A 緊急に解決すべきレベル
- B 重大な問題があり、優先的に解決すべきレベル
- C 改善の優先度は低く、必要に応じて低減措置を実施するレベル

表2 化学物質等リスクマトリクス

		曝露レーティング、許容曝露基準との比較				
		100%以上 (1)	100 - 50% (2)	50 - 10% (3)	10 - 1% (4)	1%未満 (5)
健康 影響 レ ー テ ィ ン グ	1 非常に有毒 - 生命を脅かす - 発癌性物質(ヒト)	A	A	B	B	C
	2 有毒 - 回復不可障害 - 発癌性物質(動物)	A	A	B	C	C
	3 有害/刺激性 - 回復可障害 - 発ガン性の懸念	A	B	B	C	C
	4 その他 - 低有害性物質	B	B	C	C	C

表3 リスク低減対策の分類

- I リスク等管理計画を策定して対応するリスク（重大なリスクで、緊急に改善すべきもの）
リスクレベルAが該当
- II 年間計画に盛り込み対応するリスク（リスク低減が必要であるが、緊急性が低いもの）
リスクレベルBが該当（リスクレベルCは、年間目標に応じて判断する）
- III 直ちに改善（リスク低減が容易で、各部署の判断で直ちに改善ができるもの）
リスクレベルBおよびCが該当
- IV 継続的な観察（リスクレベルについて、定期的に確認すべきもの）
リスクレベルCが該当
- V 対応が不要なもの
リスクレベルDが該当

<リスクアセスメントに必要な情報>

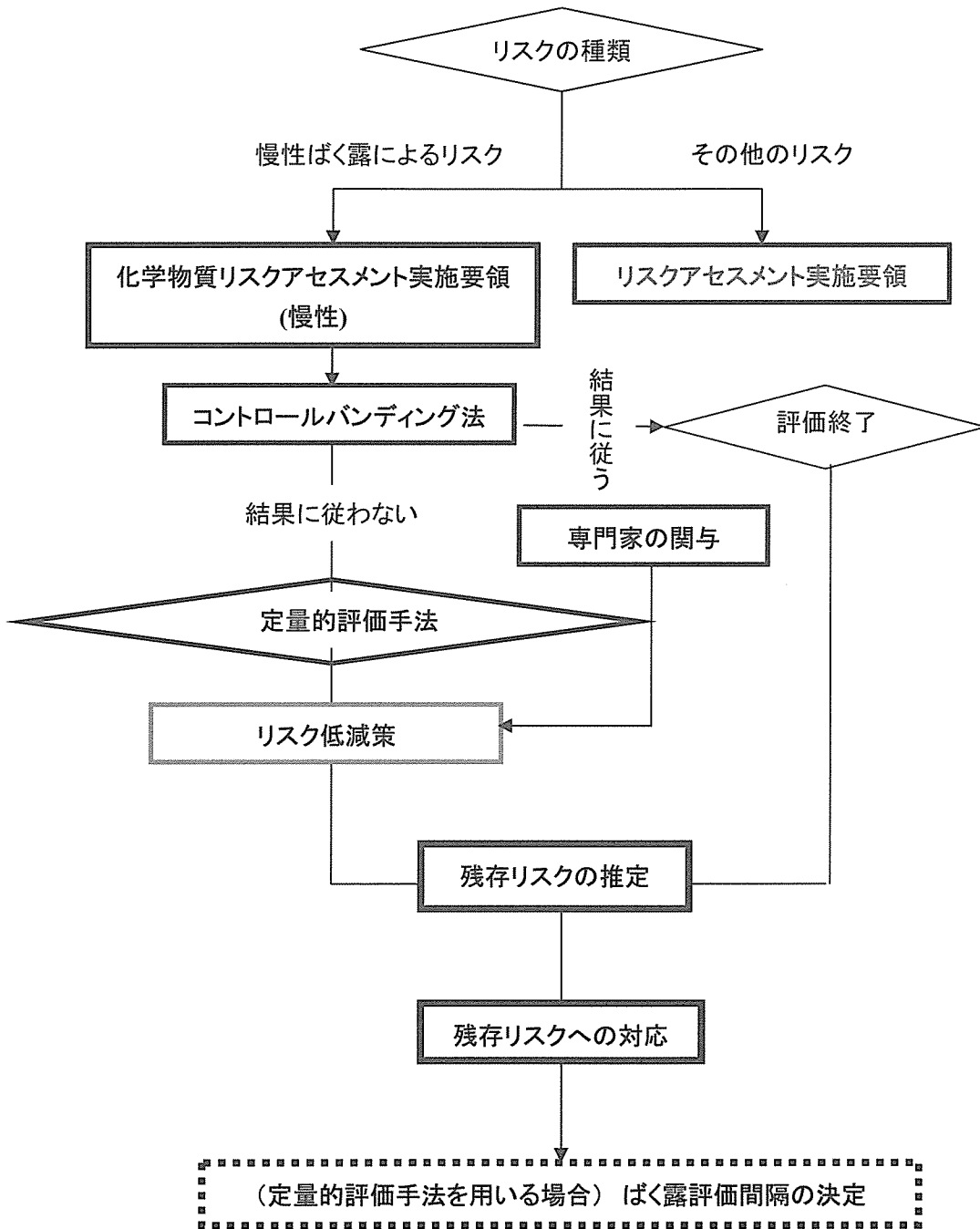
リスクアセスメントの実施に当たっては、次に掲げる資料などを入手し、その情報を活用する。また、入手に当たっては現場の実態を踏まえ、定常的な作業に係る資料などだけではなく、非定常作業に係る資料なども集める。

- 1) 化学物質等安全データシート（MSDS）、仕様書等、化学物質等、化学物質等に係る機械設備等に係る危険性または有害性に関する情報
- 2) 化学物質等に係る作業標準、作業手順書等
- 3) 化学物質等に係る機械設備等のレイアウト等、作業の周辺の情報に関する情報
- 4) 作業環境測定結果等
- 5) 混在作業における化学物質等による危険性もしくは有害性等、複数の社員が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報
- 6) 災害事例、災害統計等
- 7) その他、安全管理者、衛生管理者、化学物質管理者等がリスクアセスメント実施に当たり参考となる資料等

<情報入手の際の留意点>

- 1) 新しい化学物質等を外部から取得等しようとする場合は、当該化学物質等を譲渡もしくは提供する者から、MSDSを入手すること。
- 2) 化学物質等に係る新しい機械設備等を外部から導入しようとする場合は、当該機械設備等のメーカーに対し、当該設備などの設計、製造段階においてリスクアセスメントを実施することを求め、その結果を入手する。
- 3) 化学物質等に係る機械設備等の使用もしくは改造等を行う場合に、当該機械設備等の管理権限を有しない際は、有する者が実施した当該機械設備等に対するリスクアセスメントの結果を入手する。また、使用もしくは改造等を第三者に委託する場合は、リスクアセスメントを実施のうえ、その結果を提供する。
- 4) 複数の社員が当該事業所内の同一の場所で作業する場合には、混在作業における化学物質等による労働災害を防止するため、A事業所が実施したリスクアセスメント結果を当該社員へ提供する。
- 5) A事業所内の作業場で化学物質等にはばく露する恐れがある場所や化学物質等による危険性もしくは有害性などがある場所が存在し、その箇所でも複数の社員が作業を行う場合は、A事業所が責任を持ってリスクアセスメントを実施し、その結果を当該社員に提供する。

リスクアセスメントフローチャート



該当する項目については、様式1に記入する。